**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**

**指定居宅介護等事業所運営規程（参考例）**

|  |  |
| --- | --- |
| **参考例** | **留意事項** |
| ○○○（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）運営規程  　（事業の目的）  第１条　□□□が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。  ２　事業所において実施する法に基づく重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護」という。）の事業は、利用者（重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有する者をいう。）が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。  ３　事業所において実施する法に基づく同行援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定同行援護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報を適切かつ効果的に提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。  ４　事業所において実施する法に基づく行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定行動援護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。  　（運営の方針）  第２条　利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。  ２　前項のほか、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号。以下「基準条例」という。）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施する。  　（事業所の名称等）  第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称　　○○○  （２）所在地　新潟県新潟市××区××町○丁目○番○号  ２　前項以外に事業を行う出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称 ○○○  （２）所在地 新潟県××市××町××○○番地  　（従業者の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  （１）管理者　１人  従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を 遵守させるために必要な指揮命令を行う。  （２）サービス提供責任者　○人  居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付するほか、事業所に対する指定居宅介護等（指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護をいう。以下同じ。）の利用の申込みに係る調整及び従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。  （３）従業者　○人（又は、「常勤換算で２．５人以上」）  居宅介護計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。  （４）事務職員　○人  　（営業日及び営業時間）  第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日  　　　　○曜日から○曜日までとする。  　　　　ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間  　　　　午前○時から午後○時までとする。  （３）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。  　（指定居宅介護等の内容）  第６条　事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。  　（１）居宅介護計画の作成  　（２）身体介護  ①食事の介護  ②排せつの介護  ③衣類着脱の介護  ④入浴の介護  ⑤通院等介助（身体介護を伴う場合）  ⑥その他日常生活を営むために必要な身体の介護  　（３）家事援助等  ①調理  ②洗濯  ③掃除  ④通院等介助（身体介護を伴わない場合）  ⑤その他日常生活を営むために必要な家事  　（４）通院等乗降介助  通院等のため、従業者が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行う。  　（５）生活等に関する相談及び助言  ２　事業所で行う指定重度訪問介護の内容は、次のとおりとする。  　（１）居宅介護計画の作成  　（２）重度訪問介護  ①食事の介護  ②排せつの介護  ③衣類着脱の介護  ④入浴  ⑤通院等介助  ⑥調理  ⑦洗濯  ⑧掃除  ⑨外出時における移動中の介護  ⑩その他日常生活を営むために必要な身体の介護及び家事  　（３）生活等に関する相談及び助言  ３　事業所で行う指定同行援護の内容は、次のとおりとする。  　（１）居宅介護計画の作成  　（２）同行援護  ①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援  ②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護  ③排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助  ４　事業所で行う指定行動援護の内容は、次のとおりとする。  　（１）居宅介護計画の作成  　（２）行動援護  ①利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護  ②外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護  ③その他利用者が行動する際に必要な援助  　（支給決定障害者等から受領する費用の額等）  第７条　指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等（法第５条第２３項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額（基準条例第２条第１２号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。  ２　法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。  ３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護等を提供した場合は、それに要した交通費の実費を支給決定障害者等から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は1ｋｍ当たり○○円とする。  ４　前３項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。  ５　第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。  　（通常の事業の実施地域）  第８条　通常の事業の実施地域は、○○市の全域とする。  　（緊急時等における対応方法）  第９条　従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。  （事業の主たる対象者とする障害の種類）  第10条　事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  （１）指定居宅介護  　　　（身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者、難病等対象者）  （２）指定重度訪問介護  　　　（身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者）  （３）指定同行援護  　　　（身体障害者、障害児、難病等対象者）  （４）指定行動援護  　　　（知的障害者、障害児、精神障害者、難病等対象者）  （虐待の防止のための措置に関する事項）  第11条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施  （５）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。  （身体拘束等の禁止）  第12条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。  ２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。  ３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。  （１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底  （２）身体拘束等の適正化のための指針の整備  （３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施  （感染症対策に関する事項）  第13条　事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知  （２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備  （３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施  （業務継続計画の策定に関する事項）  第14条　事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  　（苦情解決）  第15条　提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。  ２　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。  ３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。  　（その他運営に関する重要事項）  第16条　従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。  （１）採用時研修　採用後○か月以内  （２）継続研修　　年○回  ２　従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ３　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ４　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。  ５　利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から５年間保存する。  附　則  この規程は、平成２５年４月１日から施行する。  附　則  この規程は、平成２６年４月１日から施行する。  附　則  この規程は、令和４年４月１日から施行する。 | 「○○○」は、事業所の正式名称を記載する。  「□□□」は、開設者（法人名）を記載する。  （基準第５条第１項）  （基準第５条第２項）  重度訪問介護を実施する場合に規定すること。  主たる対象者とする障害の種類から、知的・精神を除外する場合は、「又は重度の～困難を有する障害者」を削除すること。  （基準第５条第３項）  同行援護を実施する場合に規定すること。  （基準第５条第４項）  行動援護を実施する場合に規定すること。  （基準第４条第２項、第１８条第１項）  その他、当該事業所における運営の方針を記載すること。  「○○○」は、事業所の正式名称を記載する。  所在地は、住居表示及びビル名等を正確に記載する。  出張所を置く場合は、その名称及び所在地も記載する。  （基準第６～８条）  （基準第３１条第１項、第２項）  （基準第２６条、第３０条第３項）  サービス提供責任者は「○人以上」といった記載でも可。（ただし、サービス提供責任者は数に増減があれば変更届が必要）  従業者は「常勤換算数で２．５人以上」といった記載でも可。  営業日及び営業時間は、利用者に対する指定居宅介護等の提供が可能な時間を記載する。  営業時間外の緊急連絡等の定めを行う場合は、  （３）以下に定める。  内容については、あくまで例示なので、事業所の実態に応じて記載すること。  ⑤について、ヘルパーが運転する車両で移動する場合には、道路運送法第４条又は第４３条の事業許可もしくは第７９条に基づく登録を受ける必要があるので留意すること。  （４）は、道路運送法第４条又は第４３条の事業許可もしくは第７９条に基づく登録を受けている事業者において、当該サービスを実施する場合に記載する。  同行援護を実施する場合に記載すること。  行動援護を実施する場合に記載すること。  （基準第２０条）  厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を下回る額を独自に定める場合には、その額を記載すること。  交通費については、燃料代の実費相当額を設定すること。通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合、徴収できるのは、通常の実施地域を超えた部分の交通費のみであること。  原則市町村単位で記載する。  なお、市町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○区」など客観的に区域が分かるような記載をすること。  （基準第２８条）  主たる対象者を特定する場合には、事業ごとに障害の種別を記載する。（特定しない場合は、規定は不要。）  「障害児」に含まれるのは身体障害児及び知的障害児のみであり、精神障害者のうち18歳未満の者については、精神障害者に含まれるので注意すること。  （基準第４条第３項）  事業所の実態に応じて、可能な限り具体的に記載すること。（解釈通知第三－３－（２０）－⑤参照。）  （基準第３５条の２）  （基準第３４条）  （基準第３３条の２）  （基準第３９条）  （基準第３４条）  （基準第３７条）  （基準第４３条） |

○「留意事項」欄の「基準」とは、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号）のことをいいます。

また、「解釈通知」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）のことをいいます。

○この運営規程はあくまで参考例であり、各項目の記載方法及び内容等については、各事業所の実情等に応じて作成してください。ただし、「基準」に規定されている内容を制約することは認められません。

○いわゆるオプションサービスを実施する場合には、その内容及び利用者から徴収する費用の額等を具体的に記載してください。